

阿見町
第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画

令和6年3月
阿見町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画期間.....	3
4 本計画の対象と範囲	3
5 計画策定の体制等	4
第2章 阿見町の障害者を取り巻く環境.....	5
1 人口と世帯の状況.....	5
2 障害者の状況	6
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 計画策定の視点.....	13
2 サービス等の体系	15
3 計画の具体的な目標.....	16
第4章 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保	24
1 訪問系サービス	24
2 日中活動系サービス	26
3 居住支援・施設系サービス	36
4 相談支援.....	39
第5章 地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保.....	42
1 地域生活支援事業（①必須事業）.....	42
2 地域生活支援事業（②任意事業）	52
3 地域生活支援促進事業等	55
第6章 障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保.....	56
1 障害児通所支援・障害児相談支援	56
第7章 計画の推進体制	63
1 関係機関、地域との連携	63
2 地域自立支援協議会の円滑な運営	64
3 サービスの質の向上と供給体制の確保.....	64
4 施策・事業の点検と改善	65
5 計画の評価と見直し	65
資料編	66
1 設置要綱	66
2 委員名簿.....	68

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国の障害者施策に関する基本法としての位置づけを有する「障害者基本法」は、平成23年の改正において障害当事者の参画の下で検討が進められました。そして、平成19年に我が国が署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた法整備の一環として、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられることとなり、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが定められました。

その後、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

阿見町（以下、「本町」という。）では、障害福祉サービス等の見込量や目標値を定めた「第6期阿見町障害福祉計画」（計画期間：令和3年～令和5年度）、障害児通所支援等の見込量や目標値を定めた「第2期阿見町障害児福祉計画」（計画期間：令和3年～令和5年度）を策定し、障害福祉の推進を図ってきました。

しかし、障害者の人数は増加傾向にあり、急激な社会構造の変化、障害者や家族などの高齢化、障害の重度化・重複化などに起因した課題も生じてきています。

さらに、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取り組みをより一層推進していくことが求められています。

この度、3年に一度の障害福祉計画・障害児福祉計画見直しの時期を迎え、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正を踏まえ、これまでの成果目標の達成状況や障害福祉サービス等の利用実績等を基に、新しい基本指針に基づく「阿見町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の性格

(1) 障害者計画

障害者基本法に基づき、本町における障害者福祉に関する施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国および県の障害者計画を基本とし、さらに、本町における障害者の現況をふまえ、保健・医療・教育・社会参加・防災などの各分野からの視点により、障害者施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

(2) 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。「障害福祉計画」は、「障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的方策を定めるものであり、「障害者計画」に内包されるものとして位置づけ、一体的に策定します。

(3) 障害児福祉計画

平成 28 年 5 月の障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた障害児福祉サービスの具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障害者計画	障害者基本法 第 11 条第 3 項	障害者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障害者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障害福祉計画	障害者総合支援法第 88 条 1 項	障害者（児）施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障害児福祉計画	児童福祉法 第 33 条の 20		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

(4) 関連計画との整合性

国の「障害者基本計画」や県の新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画）」に基づくとともに、「阿見町第 7 次総合計画」、「阿見町地域福祉計画」、その他の本町の関連計画との整合性を図ります。

3 計画期間

阿見町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

4 本計画の対象と範囲

この計画において、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）の他、難病、その他の心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を対象とし、障害者やその家族、地域社会への働きかけも含めた施策を推進します。

障害者基本法では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」をいいます。

障害者総合支援法では、障害者とは「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）、難病等 のうち18歳以上の人」をいい、また、障害児とは「児童福祉法に規定する障害児」をいいます。

発達障害者支援法では、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」として政令で定めており、発達障害者とは、「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける人」をいい、発達障害児とは、「発達障害者のうち18歳未満の人」をいいます。

※社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

※難病等：治療法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令により338疾患が指定されている。

※高次脳機能障害：脳の損傷や脳血管疾患、脳の変性疾患などによって、大脳の皮質がつかさどっている言語、思考、記憶、行為遂行といった高次元の認知機能が障害を受けた状態であり、認知症を含む器質性精神障害であり、精神障害に含まれる。

5 計画策定の体制等

(1) 阿見町地域自立支援協議会の実施

本計画の策定にあたっては、学識経験者をはじめ、相談支援事業者、サービス提供事業者、保健・医療関係者、民生委員・児童委員、教育関係機関等の代表者、子育て支援機関の代表者、就労関係機関の代表者、関係団体の代表者らの参画による「阿見町地域自立支援協議会」において、計画内容の検討を行います。

(2) パブリックコメントの実施

令和6年3月に、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、本計画に対する町民からの意見を広く募り、計画内容への反映を図ります。

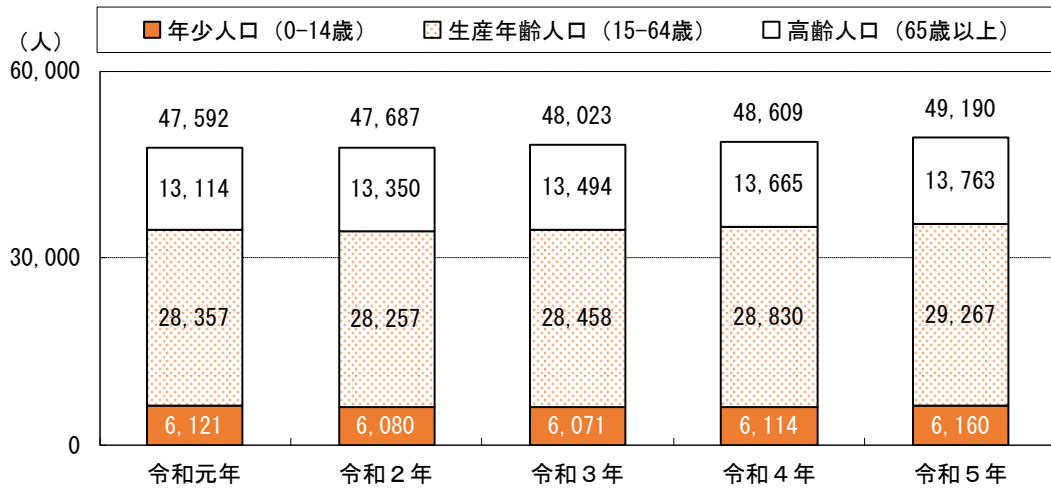
第2章 阿見町の障害者を取り巻く環境

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

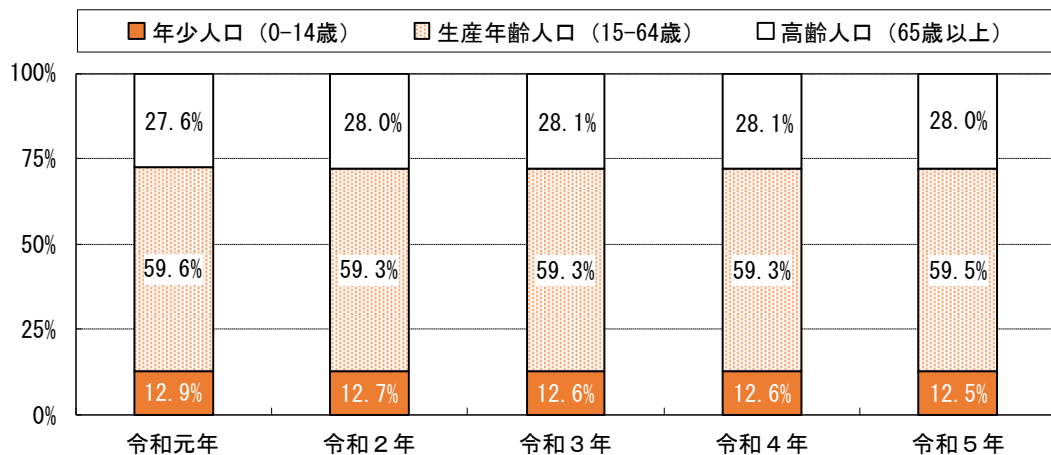
本町の人口は、緩やかに増加しており、令和5年4月1日時点 49,190 人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、すべての人口区分において増加傾向となっています。

○人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

○年齢3区分割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

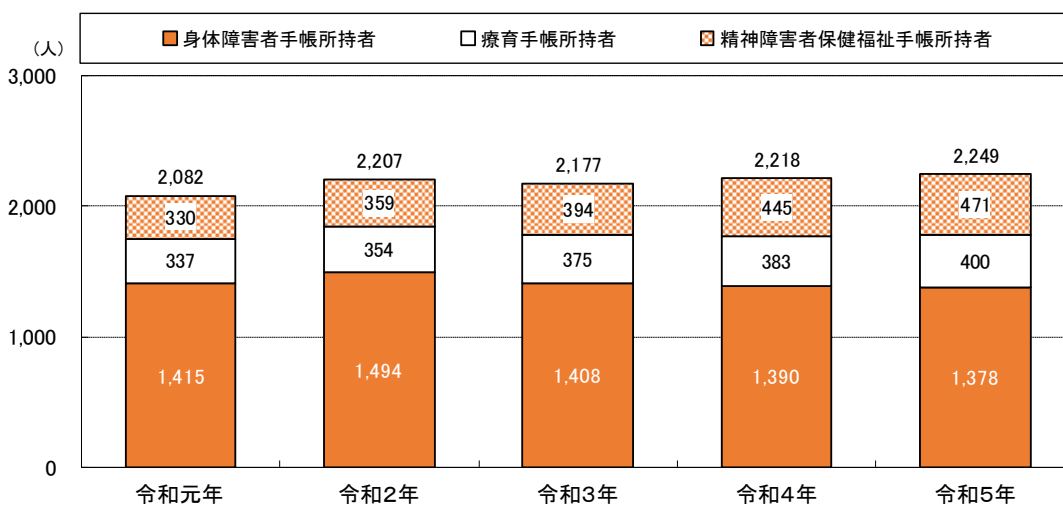
2 障害者の状況

(1) 障害者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、増加しています。

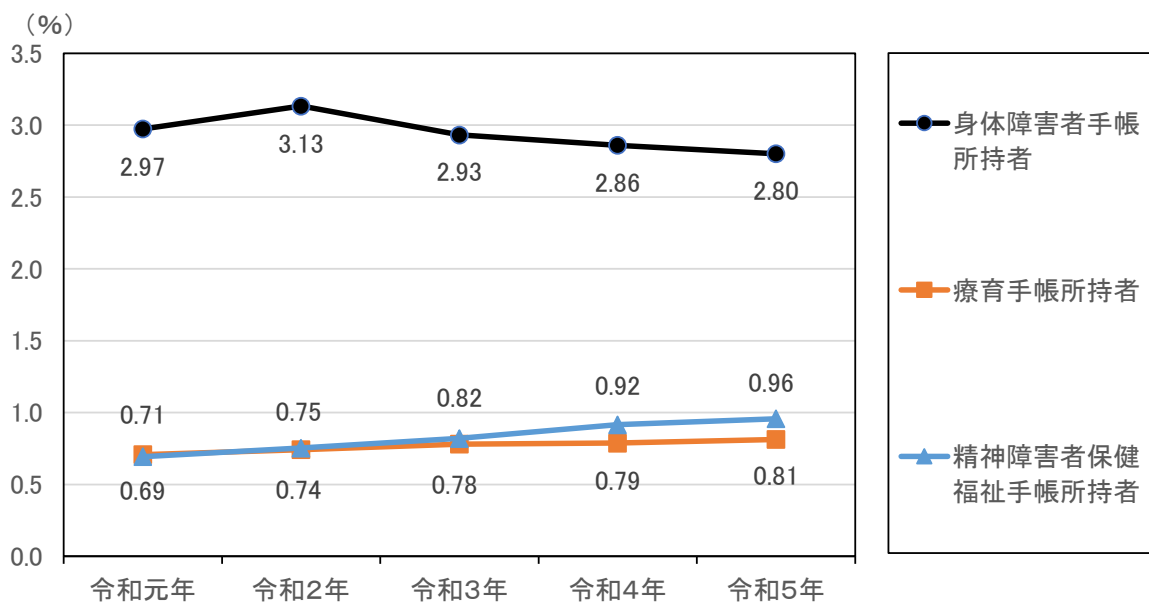
また、総人口に占める割合でも増加傾向となっており、令和5年3月31日時点の各手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が2.80%で横ばい、療育手帳所持者数が0.81%、精神障害者保健福祉手帳所持者数が0.96%と増加傾向にあります。

○障害者別手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

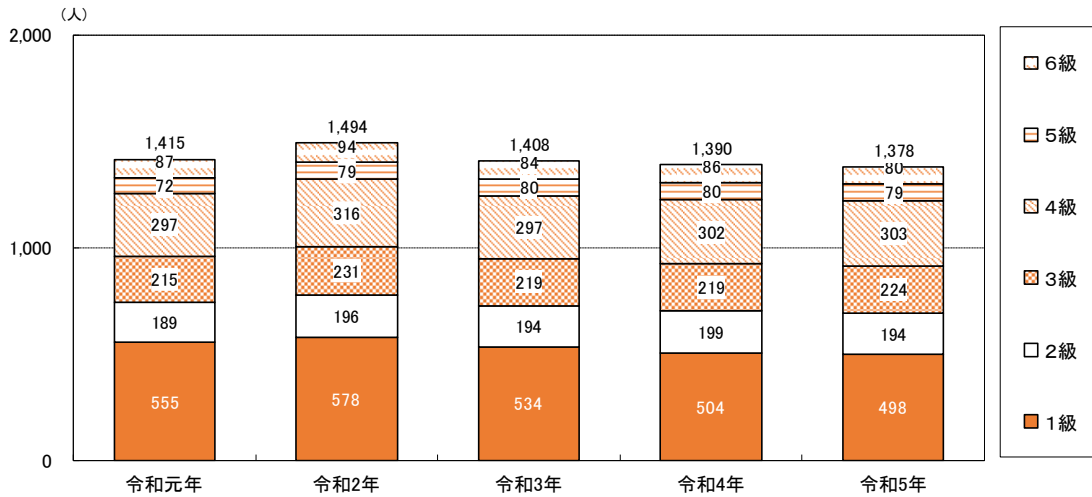
○障害者手帳所持者数の総人口に占める割合の推移



(2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月31日時点で1,378人となっています。手帳の等級については、いずれの年も1級が3割を超え、最も多くなっています。

○身体障害者等級別手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(単位：人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
等級別	1級	555	578	534	504	498
		39.2%	38.7%	37.9%	36.3%	36.1%
	2級	189	196	194	199	194
		13.4%	13.1%	13.8%	14.3%	14.1%
	3級	215	231	219	219	224
		15.2%	15.5%	15.6%	15.8%	16.3%
	4級	297	316	297	302	303
		21.0%	21.2%	21.1%	21.7%	22.0%
	5級	72	79	80	80	79
		5.1%	5.3%	5.7%	5.8%	5.7%
	6級	87	94	84	86	80
		6.1%	6.3%	6.0%	6.2%	5.8%
合計		1,415	1,494	1,408	1,390	1,378

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

○身体障害者の障害部位別推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚	108	101	98	89	82
聴覚・平衡機能	153	147	139	131	119
音声・言語・そしゃく機能	29	25	23	22	20
肢体不自由	824	786	742	700	653
内部障害	714	662	600	555	507
計	1,828	1,721	1,602	1,497	1,381

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

○身体障害者の年齢別構成の内訳

(単位：人)

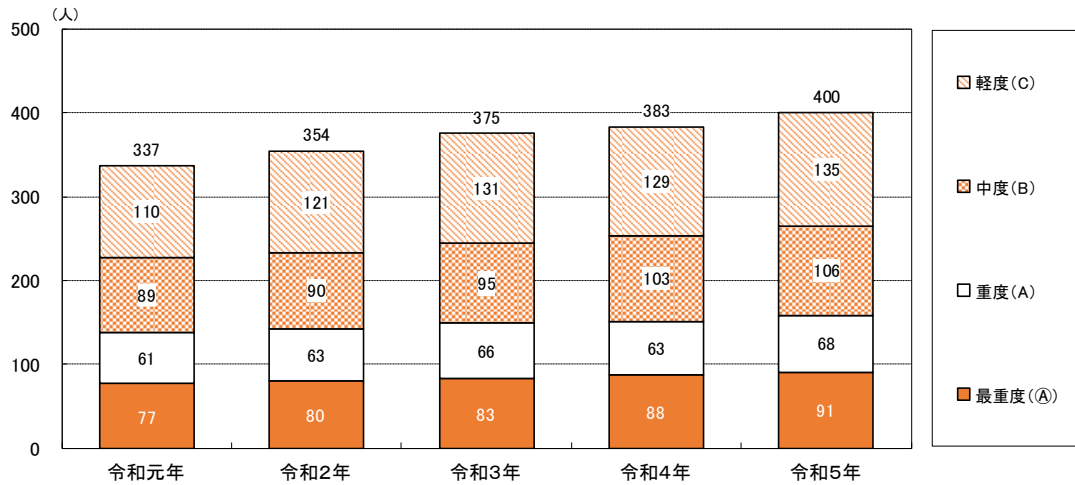
項目	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
全体	498	194	224	303	79	80	1,378
	36.1%	14.1%	16.3%	22.0%	5.7%	5.8%	100.0%
障がい児 (18歳未満)	16	7	6	3	1	0	33
	48.5%	21.2%	18.2%	9.1%	3.0%	0.0%	100.0%
障がい者 (18歳以上)	482	187	218	300	78	80	1,345
	35.8%	13.9%	16.2%	22.3%	5.8%	5.9%	100.0%

資料：社会福祉課（令和5年3月31日現在）

(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、令和5年3月31日時点で400人となっています。程度別で見ると、最重度、重度の障害のある人（A、A判定）が39.8%、中度（B判定）が26.5%、軽度（C判定）が33.8%となっています。いずれの程度においても人数は増加傾向を示しています。

○療育手帳所持者程度別人数の推移



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(単位：人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
程度	最重度(A)	77 22.8%	80 22.6%	83 22.1%	88 23.0%	91 22.8%
	重度(A)	61 18.1%	63 17.8%	66 17.6%	63 16.4%	68 17.0%
	中度(B)	89 26.4%	90 25.4%	95 25.3%	103 26.9%	106 26.5%
	軽度(C)	110 32.6%	121 34.2%	131 34.9%	129 33.7%	135 33.8%
	合計	337	354	375	383	400

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

○知的障害者の年齢区分別推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～17歳	92	103	114	121	125
18歳以上	245	251	261	262	275
計	337	354	375	383	400

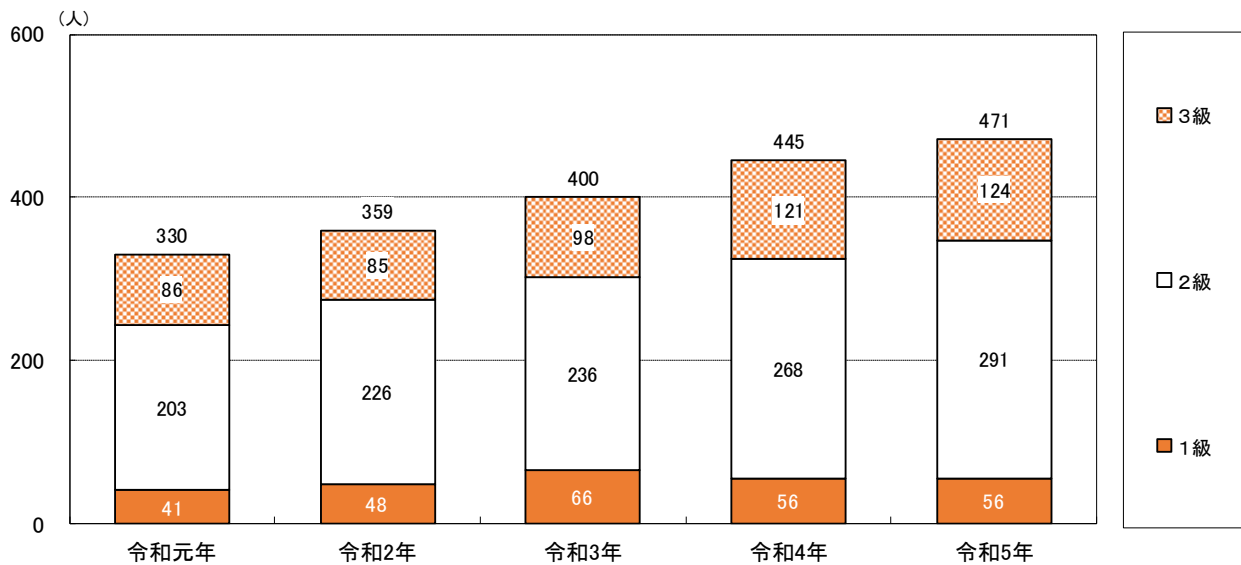
資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年3月31日時点で471人となっています。

また、自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者数も同様に増加しており、令和5年では816人となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(単位：人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
程度	1級	41	48	66	56	56
		12.4%	13.4%	16.5%	12.6%	11.9%
	2級	203	226	236	268	291
		61.5%	63.0%	59.0%	60.2%	61.8%
	3級	86	85	98	121	124
		26.1%	23.7%	24.5%	27.2%	26.3%
合計		330	359	400	445	471

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

○自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	638	684	364	766	816

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(5) 難病患者等の状況

長期の療養または多額の医療費を必要とする特定の疾病については、患者本人、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の公費負担を県が実施しています。

令和5年3月31日時点の指定難病特定医療費受給者数は388人、小児慢性特定疾病医療受給者数は28人となっています。

○指定難病特定医療費受給者数の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病特定医療費受給者数	324	344	379	372	388
小児慢性特定疾病医療受給者数	29	27	38	28	28

資料：茨城県竜ヶ崎保健所（各年3月31日現在）

(6) 障害支援区分の状況

障害支援区分は、障害福祉サービス利用の際に必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとなっています。令和5年3月31日時点で認定を受けている方は、身体障害者69人、知的障害者124人、精神障害者62人で、手帳所持者のうち約11%の人が障害福祉サービスの介護給付事業を利用しています。

○障害者支援区分の内訳

(単位：人)

障害支援区分	身体			知的			精神			合計		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
区分6	30	30	34	45	43	46	0	0	1	75	73	81
区分5	12	12	9	28	26	23	2	4	4	42	42	36
区分4	7	8	10	25	27	24	9	7	7	41	42	41
区分3	11	10	12	16	15	21	17	17	21	44	42	54
区分2	6	5	4	7	8	10	20	24	27	33	37	41
区分1	1	0	0	1	1	0	3	3	2	5	4	2
合計	67	65	69	122	120	124	51	55	62	240	240	255
交付者割合	27.9%	27.1%	27.1%	50.8%	50.0%	48.6%	21.3%	22.9%	24.3%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

※障害者支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されております。

(7) 就学前児童・就学児の状況

保育所における障害児の預かり状況、幼稚園における在園児数については以下のとおりです。小学校と中学校に設置されている特別支援学級については小学校の児童数は一貫して増加傾向が続いており、令和元年から令和5年にかけては約1.4倍となっています。

○障害児保育の実施状況の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所	6	14	4	4	5
幼稚園	0	0	0	0	0
こども園	0	0	1	0	0
児童クラブ	0	0	0	0	0

資料：こども家庭課（各年4月1日現在）

○特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移

(単位：クラス、人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校 学級数	20	21	21	22	22
小学校 児童数	96	108	118	126	130
中学校 学級数	11	11	10	10	10
中学校 生徒数	61	61	56	54	53

資料：学校教育課（各年3月31日現在）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の視点

地域共生社会の実現に向けて、国が示す障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本指針を踏まえ、次の7つの視点に留意して計画を策定します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図るとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施と充実

身体障害者、知的障害者、発達障害者、高次脳機能障害者を含む精神障害者及び難病患者であって、18歳以上のもの並びに障害児を対象とする、障害福祉サービスの充実と均てん化、利用促進のための周知を図ります。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源の開発と活用を図り、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。特に、入所等から地域生活への移行については、地域での一人暮らし等自立した生活を希望する人が、安心感をもって地域生活に移行又は暮らしを継続できるよう、グループホームをはじめ、必要な障害福祉サービスを受けられる地域生活支援拠点等を整備・機能強化を図るとともに、基幹相談支援センターとの効果的な連携を確保し、重度障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者を含む精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な相談を受け止め、多機関協働の中核として伴走支援を行うとともに、就労支援や居住支援等、多様な社会参加に向けた支援、交流の場や参加機会を生み出すコーディネート機能等、重層的支援体制整備事業の活用を検討も含めて、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び断続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成に資するため、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実から、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の有無に関わらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、専門性を高める研修、他職間連携の推進、職員の処遇改善による職場環境の改善等に関係者と協力して取り組み、提供体制の確保と人材の確保・定着を図ります。

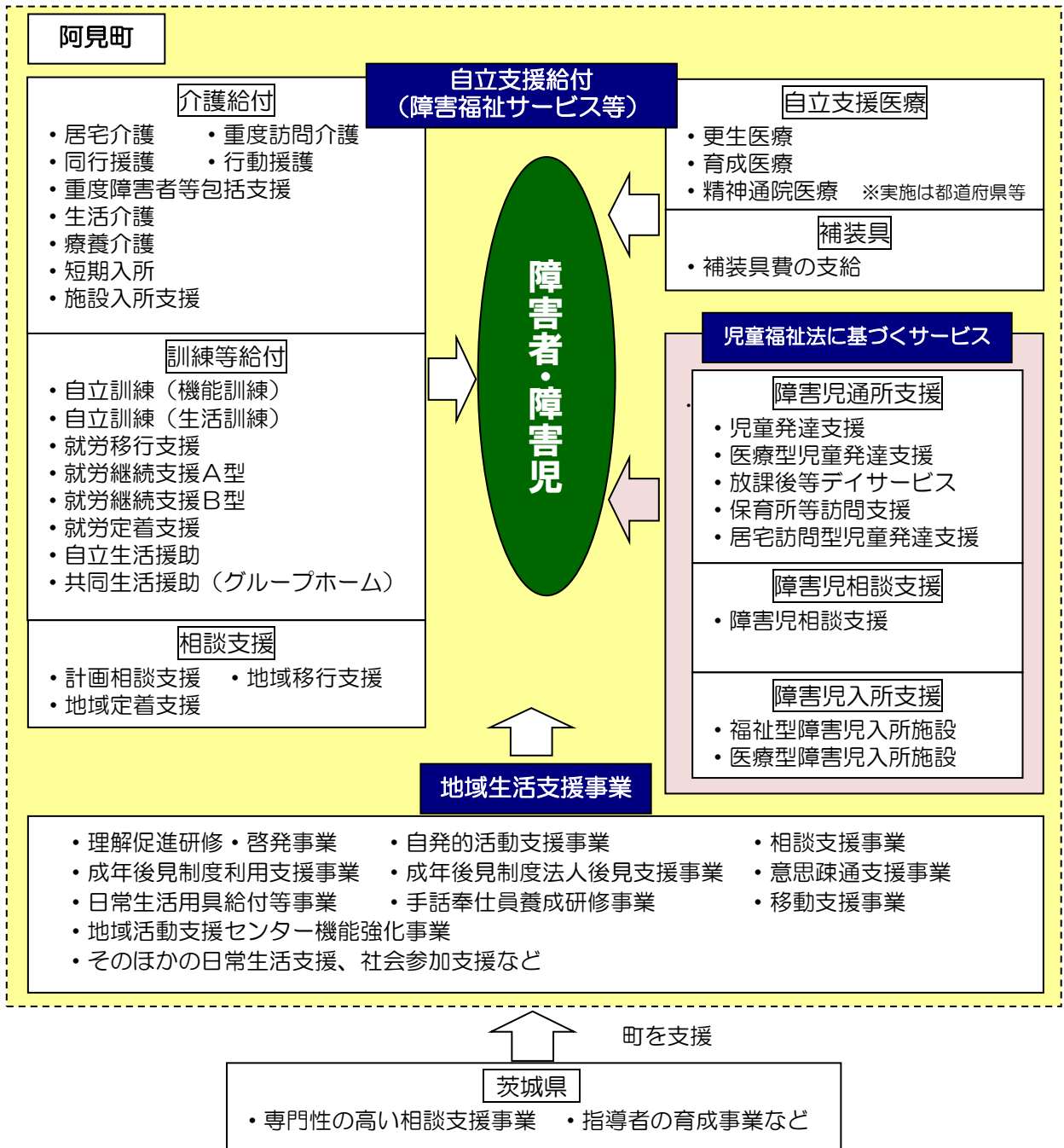
(7) 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援やICT活用を図りながら、文化芸術や文字・活字文化の享受、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指していきます。

2 サービス等の体系

障害者及び障害児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障害福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障害児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

3 計画の具体的な目標

I 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 相談体制の充実・強化等
- (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」といいます。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定します。

基本指針において、当該数値目標の設定に当たって、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することとし、さらに第6期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を、新たに設定する数値目標に加えて算定することとされています。

第7期の数値目標では、地域生活移行者については、令和4年度末時点の施設入所者数の6%に、第6期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を加えた人数を数値目標としています。

また、施設入所者の削減見込については、第6期計画における目標設定の方向性や本町での施設入所支援の近年の利用実績から、令和4年度末の施設入所者数の実績を令和8年度末の利用人員見込みとします。

項目	数値
①令和8年度末までの地域生活移行者数 令和4年度末時点の施設入所者（46人）のうち共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等へ移行する見込者数。46人×6%	2人
②令和8年度末の施設入所者削減数 令和4年度末時点の施設入所者（46人）の5%にあたる人数。46人×5%	2人

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

- 目標の達成に向けて、施設入所者に対する定期的な障害支援区分の認定調査の際に、施設入所者の地域生活への移行の可能性について施設等と協議を行います。
- 施設入所者の地域移行を進めるため、グループホーム等の居所確保と実情把握に努め、相談支援事業所や各種サービス提供事業所等と連携を図りながら、支援体制の整備を推進します。障害福祉サービス等の社会資源の一層の充実を図り、地域移行後の生活支援に努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となります。そのため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要です

国では精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定し、平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本としています。

また、令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び基本指針別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定しています。さらに、退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本としています。

本町においては、上記の数値目標を設定せず、以下の成果指標を設定します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。

項目	数値	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定します。(自立支援協議会)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	18人	令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回(目標設定) 1回(評価実施)	令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

（3）地域生活支援の充実

基本指針において、市町村又は各都道府県が定める「障害福祉圏域」において、令和8年度末までに、障害のある人の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

また、強度行動障害を有する者に対し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとされています。【新規】

項目	目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和8年度末までその機能充実のため、年1回以上、運用状況を阿見町地域自立支援協議会にて検証及び検討を行います。

○地域生活支援拠点「あみまちの拠点くら・ら」において、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者等の住み慣れた地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、緊急時の受け入れ体制の確保、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、専門的人材の確保・養成、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じて、令和8年度中に一般就労する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

基本指針において、当該数値目標の設定に当たって、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍の人数が移行することとしています。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について各事業の趣旨、目的、各地域における実態を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労する者の目標値も併せて定めることとしています。具体的には、就労移行支援事業は1.31倍、就労継続支援A型事業は1.29倍、就労継続支援B型事業は1.28倍を目指すこととしています。

項目	数値	備考
年間一般就労移行者数	1人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	3人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数
移行支援事業による年間一般就労移行者数	0人	令和3年度に移行支援事業により、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	1人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数
就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数	1人	令和3年度に就労継続支援A型事業により、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	1人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数
就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数	0人	令和3年度に就労継続支援B型事業により、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	1人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数

②就労移行支援事業の利用者数等

基本指針において、数値目標の設定に当たって、令和5年度末の就労移行支援事業等により一般就労する者のうち、5割が就労定着支援事業を利用することとしています。

また、地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、専門部会を活用して推進を進め、近隣市町村や状況に応じて、検討していきます。

③就労定着率に関わる就労定着支援事業所の割合

基本指針において、令和8年度末において、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を、全体の2割5分以上とすることを基本としています。

本町において、町内に対象事業所がないため、近隣市町村や状況に応じて、検討していきます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基本方針において、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

また、専門部会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行います。

項目	目標
相談支援体制の充実・強化等	本町において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとし、これらの取組みを実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うこととします。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とします。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数を見込みを設定します。

項目	目標
県が実施する研修への参加人数	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築	令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数	令和8年度までの障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数を見込みを設定します。

II 障害児福祉計画

重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和8年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

基本指針において、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。本町においては、児童発達支援センターを令和9年度開所に向けて取り組んでいきます。

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

基本指針において、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、国の基本方針を踏まえ、町単独で1カ所の設置を目指し、県及び近隣市町村と連携しながら整備を図ります。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置【拡充】

基本指針において、令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

項目	目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	各関係機関と連携し医療的ケア児に係る支援や施策を検討しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について検討します。

第4章 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保

1 訪問系サービス

当町では、居宅介護等のサービスを提供する事業所が5事業所あり、全ての事業所で重度訪問介護サービスを提供しております。

また、利用者のニーズにより近隣市町村の事業者が障害者(児)にサービスの提供をしています。在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

【訪問系サービス一覧】

サービス名	給付の種類	内容
居宅介護	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護※		常時介護を必要とする重度の肢体不自由障害者を対象に、居宅等において、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービスです。
同行援護		視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者を対象に、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護		知的障害や精神障害によって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等包括支援		介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

※重度訪問介護は、日常的に同サービスを利用する最重度の障害者のために、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるよう、訪問先が医療機関にまで拡大されました。

▼第7期の見込量

(1か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用時間数)

第6期の計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	31人 733時間	27人 782時間	31人 796時間	27人 773時間	32人 819時間	27人 868時間
重度訪問介護	3人 245時間	1人 129時間	3人 277時間	2人 253時間	3人 309時間	1人 194時間
同行援護	1人 28時間	2人 19時間	3人 45時間	4人 39時間	3人 61時間	5人 64時間
行動援護	0人 0時間	0人 0時間	1人 10時間	0人 0時間	1人 10時間	0人 0時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
計	35人 1,006時間	30人 930時間	38人 1,128時間	33人 1,065時間	39人 1,199時間	33人 1,126時間
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
居宅介護	28人 869時間		29人 1,010時間		30人 1,158時間	
重度訪問介護	3人 285時間		3人 346時間		3人 419時間	
同行援護	6人 87時間		7人 109時間		8人 131時間	
行動援護	1人 10時間		1人 10時間		1人 10時間	
重度障害者等包括支援	0人 0時間		0人 0時間		0人 0時間	
計	38人 1,251時間		40人 1,475時間		42人 1,718時間	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績を考慮して算出しました。
- 今後も、近隣市町村の事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、利用を見込んでいませんが、新規参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量等に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。
- サービス提供事業者に対しては、3障害や難病の個々の障害の特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

2 日中活動系サービス

当町では、就労継続支援A型事業所が1事業所、就労継続支援B型事業所が10事業所、就労移行支援事業所が1事業所、生活介護事業所が3事業所あります。その他日中活動系のサービスに関しては、利用者の方は町外の事業者も利用しています。利用者は年々増加傾向にあります。

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」、「就労定着支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

(1) 生活介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障害者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	93人 1,765人日	96人 1,962人日	96人 1,822人日	87人 1,698人日	99人 1,880人日	87人 1,715人日
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	95人 1,889人日		111人 2,192人日		127人 2,512人日	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18か月以内）行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人 20人日	0人 0人日	2人 20人日	0人 0人日	2人 20人日	0人 0人日
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	2人 20人日		2人 20人日		2人 20人日	

(1か月当たり)

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績などを踏まえて横ばいで算出しました。
- 障害者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(24か月以内)行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人 47人日	4人 89人日	3人 47人日	5人 68人日	3人 47人日	5人 57人日
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	5人 67人日		5人 78人日		6人 89人日	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練の現在の利用者数及び利用期間や近隣の事業所数、利用希望を踏まえて横ばいで算出しました。
- 障害者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(4) 就労選択支援【新規】

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されている人、就労を希望する人に、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

▼第7期の見込量

(1か月当たり)

第7期の見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			7人

▶見込量と確保のための方策

- 障害者等のニーズ、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を新たに利用する者、現に利用している者等の数を勘案して見込み量を設定しました。

(5) 就労移行支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24か月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

▼第7期の見込量

(1か月当たり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	10人 174人日	15人 273人日	11人 176人日	13人 202人日	11人 179人日	8人 142人日
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	12人 212人日		14人 245人日		16人 280人日	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、2年間の標準利用期間が規定されているサービスであることから新規利用と支給終了の両方を踏まえ、増加傾向で算出しました。
- 就労アセスメントのための利用や短期間で一般就労につながることもあるため、実利用者数は横ばいですが、年間平均の利用者数は伸びていません。
- 今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、阿見町地域自立支援協議会を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。

(6) 就労継続支援 (A型)

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者等に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他の必要な支援を行います。

▼第7期の見込量

第6期の見込量

(1か月当たり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	36人 620人日	41人 772人日	38人 673人日	46人 838人日	40人 673人日	51人 933人日
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	55人 1,043人日		60人 1,144人日		65人 1,240人日	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数を踏まえて増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障害者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(7) 就労継続支援 (B型)

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	99人 1,580人日	107人 1,808人日	107 1,708人日	126人 2,052人日	116人 1,846人日	132人 2,211人日
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	145人 2,423人日		154人 2,607人日		169人 2,831人日	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績の伸びや町内及び近隣市町村の事業所数、事業者から聴取した利用希望などを踏まえて算出しました。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障害者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(8) 就労定着支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した方に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	6人	7人	7人	6人	9人	7人
	6人日	10人日	7人日	6人日	9人日	7人日
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	7人 7人日		7人 8人日		7人 10人日	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえて算出しました。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(9) 療養介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	5人	4人	5人	4人	6人	5人
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	5人		5人		6人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績、医療行為が必要な特殊なサービスであり、急な利用者増加は考えにくいことなどを踏まえて算出しました。

(10) 短期入所（ショートステイ）

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	居宅において介護者の疾病その他の理由で、施設への短期間の入所が必要な障害者（児）に、食事や入浴、排せつの介護など日常生活上の支援を行います。

▼第7期の見込量

(1か月当たり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	15人 225人日	9人 121人日	17人 255人日	12人 106人日	20人 300人日	12人 127人日
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	福祉型	14人 134人日	福祉型	15人 155人日	福祉型	17人 178人日
	医療型	0人 0人日	医療型	0人 0人日	医療型	0人 0人日

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数などを踏まえて増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後も必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

3 居住支援・施設系サービス

当町では、居住の場を支援するサービスとして、共同生活援助（グループホーム）事業所が16事業所あります。また、施設入所支援を提供できる施設が町内にないため、利用希望者へ町外施設の情報を提供し登録を行っています。

居住の場を支援するサービスとして、「共同生活援助」、「施設入所支援」、「自立生活援助」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

（1）自立生活援助

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する方に対し、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値 (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	2人	0人
第7期の見込み (実利用者数)	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1人		1人		2人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から始まった新しい事業で、これまで利用実績はありませんが、令和8年度までに2人の利用を想定し算出しました。

○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している障害者に、共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	34人	45人	38人	60人	43人	73人
第7期の見込み (実利用者数)	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	82人		93人		105人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後、入院中の精神障害者や施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進され、グループホームの必要性が更に高まることが予想されるため、増加傾向で算出しました。
- 障害者の地域生活への移行を促進するためには、知的障害や精神障害のある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要になります。今後も施設入所者や知的障害、精神障害のある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(3) 施設入所支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障害のある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	49人	53人	50人	48人	50人	48人
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	47人		47人		46人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえるとともに、施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進されていることから、令和8年度までに令和4年度から2人減で見込みました。

4 相談支援

当町では、相談支援（サービス等利用計画作成）事業所は、6事業所あります。

相談支援（サービス等利用計画作成）については、市町村が障害福祉サービス等の支給申請者に対し、サービス等の支給決定前にサービス等利用計画案の提出を求め、これを勧告して支給決定を行っております。

（1）計画相談支援

給付の種類	内容
計画相談支援給付	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者に対し、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	346人	382人	355人	391人	365人	371人
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	399人		463人		532人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえるとともに、障害福祉サービスの利用者が増加している状況から増加傾向で算出しました。
- 障害福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。
- 支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が適切に提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。

(2) 地域相談支援 (①地域移行支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人	0人	3人	0人	4人	0人
第7期の見込み (実利用者数)	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	2人		3人		4人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成26年4月1日に施行された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、精神科病院における退院促進のための取り組みが強化されたことから、毎年度一定数の利用があると見込みました。
- 精神科病院からの退院者等に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。

(3) 地域相談支援 (②地域定着支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	居宅において単身で生活する障害者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対処を行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	6人	4人	6人	3人	6人	2人
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	4人		4人		4人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- 計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。

第5章 地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保

障害者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、市町村が行う地域生活支援事業があります。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」、さらには市町村が地域の政策課題に対応するために実施する「地域生活支援促進事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 地域生活支援事業 (①必須事業)

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容
障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深める研修・啓発活動を行います。

▼第7期の見込量

第6期の計画・実績 (実施の有無)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	2回	1回	2回	1回	2回	1回
第7期の見込み (実施の有無)	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	2回		2回		2回	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

○地域の住民等を対象に、障害や障害のある人に対する理解を深めるため、研修会やイベントを開催します。

○事業実施の形式については、毎年検討し、柔軟に対応します。

(2) 自発的活動支援事業

内容
障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

▼第7期の見込量

第6期の 計画・実績 (実施の有無)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	1回	0回	1回	0回	1回	0回
第7期の見込み (実施の有無)	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1回		1回		1回	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- 障害者やその家族、地域の住民等による障害者等の自立した日常生活及び社会生活を営むための自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

内容
障害のある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの情報提供や助言等の支援を行い、利用援助、虐待防止、権利擁護のために必要な支援を行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
障害者相談支援事業	5カ所	5カ所	5カ所	6カ所	6カ所	6カ所	
基幹相談支援センター	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所	0カ所	
住居入居等支援事業	無	無	無	無	無	無	
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	障害者相談支援事業		6カ所		6カ所		
	基幹相談支援センター		1カ所		1カ所		
住居入居等支援事業		0名		0名		1名	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- 障害者相談支援事業については、障害のある人からの相談に対応しています。身近なところでの相談体制を確保するため、相談支援事業所等と連携し、相談窓口のネットワーク化に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容
成年後見人等となる親族がないことで、日常生活の意思決定の不安や、福祉サービス等の利用に支障がある人を対象に、成年後見等開始審判申立てを町長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

▼第7期の見込量

(1年当たり)						
第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人	1人	2人	2人	2人	3人
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	3人		3人		3人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- 見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえて算出しました。
- 障害のある人の「親亡き後」のことを考え、地域福祉計画に基づき、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。
- 成年後見制度に関する相談や成年後見人等の受任、成年後見制度の普及・啓発、さらに全体のコーディネートを行う中核的な役割を担う成年後見サポートセンターの設立に向け努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容
成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修、専門職による支援を行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1回	0回	1回	0回	1回	0回
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1回		1回		1回	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

(4) に同じ。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声機能、言語機能、視覚機能及びその他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を設置して、聴覚障害のある人の意思疎通を支援するものです。

▼第7期の見込量

(派遣事業：1年当たり)

第6期の計画値・実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第7期の見込み	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (延べ利用者数)	9人	15人	9人	13人	9人	9人
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (延べ利用者数)	令和6年度 12人		令和7年度 12人		令和8年度 12人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- 手話通訳者の派遣については、引き続き、茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎに委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 要約筆記者の派遣については、引き続き、茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎに委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 本町においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ります。
- 意思疎通支援事業による手話通訳者及び要約筆記者の派遣サービスの情報提供の充実に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電気式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排せつ管理支援用具	ストマ装具など排せつ管理を支援する用具
住宅生活動作支援用具	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修が必要な用具

▼第7期の見込量

(1年当たり)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
第6期の 計画値 ・ 実績値	介護・訓練支援用具	3件	4件	3件	3件	4件	1件
	自立生活支援用具	9件	1件	10件	3件	11件	2件
	在宅療養等支援用具	8件	2件	8件	8件	8件	1件
	情報・意思疎通支援用具	8件	4件	8件	5件	8件	3件
	排せつ管理支援用具	858件	889件	934件	846件	1,016件	820件
	居宅生活動作補助用具	2件	2件	2件	0件	2件	3件
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	介護・訓練支援用具	4件	4件	4件	4件	4件	
	自立生活支援用具	9件	10件	11件	11件	11件	
	在宅療養等支援用具	8件	8件	8件	8件	8件	
	情報・意思疎通支援用具	8件	8件	8件	8件	8件	
	排せつ管理支援用具	895件	1,049件	1,207件	1,207件	1,207件	
居宅生活動作補助用具	2件	2件	2件	2件	2件		

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- 日常生活用具が必要な障害者（児）への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ関係者に働きかけサービス提供の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容
意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値 (研修修了者数)	(1年当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	10人	4人	10人	10人	10人	8人
第7期の見込み (研修修了者数)	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	10人		10人		10人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- 事業をより一層推進し、ボランティア等への登録者の増加を図れるよう事業を継続しながら、受講者の確保に努めます。

(9) 移動支援事業

内容
支援事業の内容は、障害者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。）の際の移動支援を行います。

▼第7期の見込量

(1年当たり)

第6期の 計画値・実績値 (実利用見込者数) (延べ利用見込時間)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	4人 244時間	1人 33時間	4人 244時間	2人 71時間	4人 244時間	2人 35時間
第7期の見込み (実利用見込者数) (延べ利用見込時間)	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	3人 150時間		3人 180時間		4人 244時間	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度の利用実績を踏まえて、増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、町内の既存事業者を中心に事業展開を働きかけるなど、サービス供給量の確保に努めます。
- 地域支援事業における移動支援事業サービスの情報提供の充実に努めます。

(10) 地域活動支援センター

類型	内容
I型	専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障害に対する理解促進に係る普及啓発などを行います。
II型	地域での就労が困難な在宅の障害のある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。
III型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。

▼第7期の見込量

(1年当たり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1カ所 11人	1カ所 6人	1カ所 11人	1カ所 7人	1カ所 11人	1カ所 5人
第7期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		1カ所 11人		1カ所 11人		1カ所 11人

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえた数値を横ばいで算出しました。
- 自宅で過ごすことが多い障害者が外に出て人と交流し、仲間とともに創作活動や機能訓練のほか様々な活動を行うことを通じて、自分らしく日中を過ごせる場を確保します。
- 地域支援事業における地域活動支援センターの情報提供の充実に努めます。

2 地域生活支援事業 (②任意事業)

(1) 訪問入浴サービス

内容
地域における身体障害者等の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障害者等に対して移動訪問入浴サービスを実施します。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	6人	5人	6人	8人	6人	8人
第7期の見込み (実利用者数)	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	8人		8人		8人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- 引き続き、民間事業者等に委託することにより、サービスの確保を図ります。国が施設入所者の地域移行を推進しており、在宅で生活する障害者の訪問入浴の利用者の増加が見込まれることから、必要なサービスの確保に努めます。
- 地域支援事業における訪問入浴サービスの情報提供の充実に努めます。

(2) 日中一時支援事業

内容
在宅障害者（児）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値 (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	45 力所 56 人	50 力所 53 人	45 力所 57 人	50 力所 87 人	45 力所 58 人	31 力所 118 人
第7期の見込み (実施力所数) (実利用見込者数)	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	52 力所 133 人		52 力所 148 人		52 力所 163 人	

(1か月当たり)

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえて算出しました。
- 引き続き、障害のある人を抱える家族の負担軽減のため、今後も委託事業者との連携を密にして、適切なサービス確保を図ります。
- 地域支援事業における日中一時支援所業サービスの情報提供の充実に努めます。

(3) 生活サポート事業

内容
障害支援区分が非該当の方に、日常生活上で支援を必要とされる方に対し家事の支援を行います。

▼第7期の見込量

第6期の 計画値・実績値 (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	1人	0人	1人	0人
第7期の見込み (実利用者数)	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1人		1人		1人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえて算出しました。
- 地域支援事業における生活サポート事業サービスの情報提供の充実に努め、障害支援区分が非該当の方への支援に努めます。

3 地域生活支援促進事業等

従来の任意事業から、地域生活支援促進事業や交付税措置に区分変更された事業のうち、第7期において本町が実施する事業は以下のとおりです。

事業名	内容
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度普及啓発のための研修会を実施します。
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待ケースへの対応のための体制整備をします。
自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許取得の費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	自動車改造の費用の一部を助成します。
福祉タクシー利用助成券	身体障害者手帳1級、2級、療育手帳④、A、精神保健福祉手帳1級、2級かつ自立支援医療(精神通院)交付を受けている方で、自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方を対象に、タクシー(普通車)の乗車距離2km相当の運賃(850円)を助成します。

▼第7期の見込量

(1年当たり)

第6期の 計画値 ・ 実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期の 計画値 ・ 実績値	成年後見制度普及・啓発事業	有	無	無	無	無	無
	障害者虐待防止対策支援事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	自動車運転免許取得助成事業	1人	1人	1人	2人	1人	1人
	自動車改造助成事業	1人	0人	1人	2人	1人	1人
	福祉タクシー利用助成券	72人	94人	73人	73人	74人	86人
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		無		無		無	
		1カ所		1カ所		1カ所	
		1人		1人		1人	
		1人		1人		1人	
福祉タクシー利用助成券		88人		92人		96人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶事業の実施について

○第7期においても引き続き事業の実施に努めます。

第6章 障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保

当町では、放課後等デイサービスは町内9事業所が実施しており、児童発達支援事業（未就学児童等を対象とした療育）は5事業所が実施しています。放課後等デイサービス事業については、近隣市町村においても事業所が増加していることから、利用者は増加の傾向となっています。医療型児童発達支援については町内事業所がなく、他市町村の事業所を利用しなければなりません。

従来、障害児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月以降、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障害種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。

町が計画する必要がある障害児通所支援について、各サービスの内容と今後の事業量の見込みは次のとおりです。

1 障害児通所支援・障害児相談支援

(1) 児童発達支援

内容
療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

▼第3期の見込量

第2期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	27人	32人	27人	46人	28人	54人
	279人日	338人日	282人日	482人日	285人日	561人日
第3期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	64人		73人		85人	
	648人日		735人日		858人日	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

○サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数などを勘案した上で、増加傾向で見込みました。

(2) 医療型児童発達支援

内容
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

▼第3期の見込量

(1か月当たり)

第2期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	5人日	0人日
第3期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		0人		0人		1人
		0人日		0人日		5人日

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、町内及び近隣市町村に実施事業所がないことから、令和8年度までに1人で見込みました。
- 保護者等が、子どもの発達や障害の状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

(3) 放課後等デイサービス

内容
放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進するとともに、放課後等の活動の場となります。

▼第3期の見込量

第2期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	71人	82人	84人	100人	100人	117人
	908人日	1,189人日	1,028人日	1,495人日	1,164人日	1,638人日
第3期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	131人		147人		163人	
	1,834人日		2,058人日		2,282人日	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、現在児童発達支援利用者が就学と同時に利用することが見込まれること、高等学校卒業により利用終了者が出ることを勘案した上で、増加傾向で見込みました。
- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障害児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障害の状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障害の特性や障害児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

内容
現在利用中又は今後利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるよう当該施設を訪問し、支援を行います。

※サービスの対象が乳児院や児童養護施設に入所している障害児にも拡大され、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるようになりました。

▼第3期の見込量

第2期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	1人 5人日	1人 1人日
第3期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1人 5人日		1人 5人日		1人 5人日	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障害児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障害の状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障害の特性や障害児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

内容
重症心身障害などの重度の障害児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

▼第3期の見込量

(1か月当たり)

第2期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	5人日	0人日
第3期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	0人		0人		1人	
	0人日		0人日		5人日	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、居宅訪問型保育の利用者や未就学児での訪問看護利用者等がないことから、令和8年度までに1人で見込みました。
- 保護者等が、子どもの発達や障害の状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

(6) 障害児相談支援

内容
障害児通所支援を利用するすべての障害児に対し、障害児支援利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

▼第3期の見込量

第2期の 計画値・実績値	(1年間あたり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	132人	150人	150人	194人	171人	205人
第3期の見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	210人		215人		220人	

※令和5年度の実績値は11月末時点の見込み値

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。
- 障害児通所支援を利用するすべての障害児に対し、障害児支援利用計画案の作成を行う障害児相談支援事業所を選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容
児童の心身の状況やその置かれている環境、児童又はその保護者の障害福祉サービス利用についての意向等に基づき、障害児支援利用計画の作成と利用状況の評価及び計画の見直し等を行います。

▼第3期の見込量

(人)

第3期の見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1人	1人	1人

(8) パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の実施

内容
発達障害児の家族を対象に、発達障害への理解や適切な関わり方、その他必要な情報提供等を行います。

(9) PARENTメンターの養成

内容
発達障害児の子育ての経験のある親であって、その育児経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行う、PARENTメンターの養成を行います

(10) 発達障害者等に対するピアサポート活動の支援

内容
発達障害の子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポート活動の支援を行います。

▶見込量と確保のための方策

- 障害児相談支援も相談利用者数が増えています。このような現状から必要なサービスが提供できるよう事業所における提供拡大や参入等を促進します。
- (8)～(10)の事業においては近隣の提供事業者の情報把握に努め、必要に応じて円滑にサービスの提供を図ります。

第7章 計画の推進体制

1 関係機関、地域との連携

(1) 町民と協働

計画の推進は、行政の力だけでは大変困難です。

「協働」とは、「自分たちの住むまちを良くしたい」という大きな目的に向かい、町民と行政それぞれが同じ立場に立ち、役割と責任を担いながら協力し合うことです。

計画に定める各種施策を進めていくため、町民の参画を図るとともに、情報提供・情報交換を密に行い、町民と行政の協働を推進します。

(2) 地域との連携

障害のある人もない人も共に生きる共生社会（ノーマライゼーション）を実現するためには、住民の障害のある人への理解を促進し、地域で障害のある人が自立して生活できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、障害者基本法や障害者総合支援法が目指す、障害のある人の地域生活移行や就労促進、社会参加などを進めていくためには、個人や家族の力だけでなく、周囲の人々の協力によって環境づくりを進めていくことが重要です。

障害のある本人を含めた地域住民、障害者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携し、ボランティアの育成支援や団体間のネットワーク化などを通して、障害のある人を地域全体で支える体制づくりを進めていきます。

(3) 関係機関との連携

障害者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健・医療、教育、雇用・就労、くらし・安全など多岐にわたっていることから、社会福祉課が中心となる中で、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進します。

また、障害者施策については、国・県の機関との連携を図るほか、施設等の広域利用などについては近隣市町村との連携を図ります。

2 地域自立支援協議会の円滑な運営

障害のある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野などの関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。

そのため、本町では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として阿見町地域自立支援協議会を設置しています。

協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障害のある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、支援の充実を図ります。

3 サービスの質の向上と供給体制の確保

(1) 事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や関係機関などと連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

(2) 人材確保・資質向上の支援

より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、介護福祉士などの専門人材の確保の支援に努めます。

また、障害者へのサービスに従事する人は、障害や障害者のことを正しく理解し、障害者本人の気持ちや要望をくみ取れなければなりません。障害者からの意見や要望に十分に耳を傾けながら障害者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

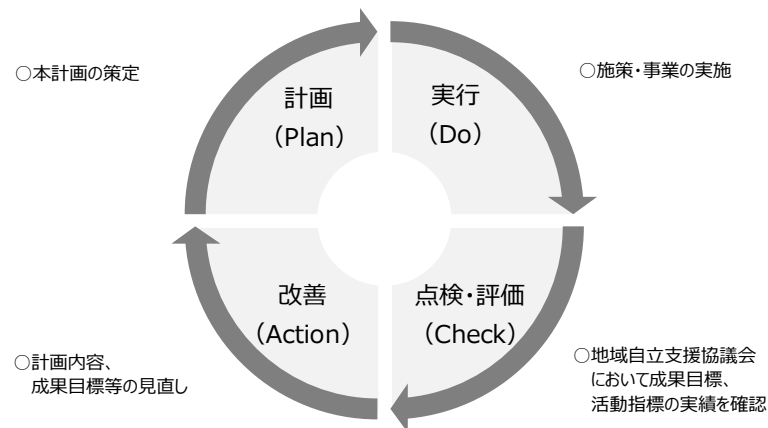
4 施策・事業の点検と改善

計画期間中、社会福祉課が中心となり、庁内関係各課との連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、阿見町地域自立支援協議会において、進捗状況の報告を行い、そこで得られた意見等を次年度の計画推進に活かします。

5 計画の評価と見直し

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

1 設置要綱

○阿見町地域自立支援協議会要綱

令和2年3月30日告示第63号

阿見町地域自立支援協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域の障害福祉に関する社会づくりについて協議を行うため設置する阿見町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 町が委託した指定相談支援事業者の運営等についての評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議に関すること。
- (4) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関する調査に関すること。
- (5) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び変更に対する意見に関すること。
- (6) 障害者虐待防止に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援を必要とする障害者等の要求を実現するために必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) サービス提供事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 教育関係機関等の代表者
- (6) 子育て支援機関の代表者
- (7) 就労関係機関の代表者
- (8) 関係団体の代表者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する事項を協議するにあたり、専門の知識を要すると認めるときは、協議会の補助機関として、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部員をもって組織し、会長が指名する委員をもって充てるものとする。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(秘密の所持)

第9条 委員は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(阿見町障害者個別支援協議会要綱の廃止)

2 阿見町障害者個別支援協議会要綱（平成25年7月8日阿見町告示第142号）は、廃止する。

2 委員名簿

番号	要綱第3条第2項に定める区分	所属団体	役職等	氏名
1	学識経験を有する者	作業療法研究所 すばる工房	作業療法士	(会長) 塩原 直美
2		茨城県立医療大学	助教	木口 尚人
3	民生委員・児童委員	阿見町民生委員児童委員協議会	民生委員	齋藤 鷹一
4	相談支援事業者	社会福祉法人恵和会 恵和社会復帰センター	理事長	池田 名緒子
5		社会福祉法人若草会 特定相談支援事業所 わかくさ	管理者	黒岩 有紀
6		社会福祉法人明清会 ほびき園	相談支援事業所 責任者	海崎 真知子
7	サービス提供事業者	阿見町社会福祉協議会 阿見町障害者支援センター	管理者・サービス 管理責任者	(副会長) 相澤 剛
8		社会福祉法人美しの森 あみまちの拠点 くら・ら	センター長	松崎 あかり
9		合同会社明日夢 通所支援事業所 大夢・叶夢	代表社員	遠藤 いくみ
10	保健・医療関係者	医療法人社団恵和会 朝田病院 (医療福祉相談室)	精神保健福祉士	柳尾 裕子
11	教育関係機関等の 代表者	阿見町教育委員会 指導室	指導主事	小山 智弘
12	子育て支援機関の 代表者	茨城県土浦児童相談所	子ども家庭支援課長	淀縄 博美
13	就労関係機関の代 表者	特定非営利活動法人自立支援ネットワーク 障害者就業・生活支援センター かすみ	主任就業支援員	木村 武浩
14		土浦公共職業安定所	主任就職促進指導官	海老原 則子
15		阿見町商工会	理事・商業部会長	石部 克彦
16	関係団体の代表者	茨城県竜ヶ崎保健所 保健指導課	保健指導主査	小野 真理
17	町長が必要であると 認める者	阿見町社会福祉協議会 地域包括支援センター	主任	山本 賢太郎
18		一般社団法人茨城県聴覚障害者協会	理事	上田 和英

**阿見町
第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画**

発行年月 令和6年3月

発行 阿見町 保健福祉部 社会福祉課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央 1-1-1

TEL : 029-888-1111 (代表)

FAX : 029-887-9560

URL : <http://www.town.ami.lg.jp/>
